

国際ソーシャルワーク学校連盟

規約

(2016年6月28日に韓国、ソウルにて総会時に採択)

第1条：名称、理念、目的、運営構造

第1節 名前

本組織の名称は国際ソーシャルワーク学校連盟（以下は IASSW）とする。

定義：「学校」は包括的で代表的な表現であり、中等教育後に専門的なソーシャルワークの教育・養成育成を提供し、学習の修了を意味する学位や修了証を発行する総合大学、単科大学、学部、学科、研究科、課程を意味している。ソーシャルワークは包括的で代表的な職名である。

第2節 IASSW の理念と目標

- A. IASSW が表明する理念は次の通りである：「より公正で公平な世界を求めて、世界中で卓越したソーシャルワーク教育・研究・学識を」。
- B. 国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）はソーシャルワーク教育機関、ソーシャルワーク教育及びソーシャルワーク教育者を支援する組織の連盟である。本連盟の目標は次の通りである：
- 1) 各国と各地域の、また国際的な組織と協働して、世界中でソーシャルワーク教育を代表し、促進すること
 - 2) ソーシャルワーク教育者及び課程の活動的なコミュニティを形成し、維持すること
 - 3) 研究及びカリキュラム資源の相互交流への参加を支援し、促進すること
 - 4) より公正で公平な世界のために、教育に関する戦略と政策を促進すること

第3節 運営構造

IASSW の諸業務は、会員、理事会、総会、また本規約、理事会指針、そして『指針及び手順マニュアル』が定める手順に沿って、理事会が設立及び任命できるその他の委員会やタスクフォースによって行われることとする。

第2条：主要な事務所

IASSW の主要な事務所は IASSW 会長と同じ場所とする。財務管理、会員名簿等管理、あるいは理事会が定めるその他の業務遂行のために、理事会は他に補助的な主要事務所を 1 カ所か 2 カ所ほど指定できる。

第 3 条：会員制度

第 1 節 会員の区分

IASSW の会員は教育機関（課程・学校会員）、個人、組織からなることとする。会員資格は次の区分に分類される：

- A. 会員。本規約が定める理念と目的に同意する次の主体が、総会時あるいは郵送や電子投票で投票権をもつ会員資格をもつこととする：
 - 1) 専門的なソーシャルワークに向けて養成を行っており、総会が認める基準を満たしている中等教育後の教育課程を提供している学校
 - 2) ソーシャルワーク教育者あるいはソーシャルワーク教育や養成に関心を示す個人は IASSW 個人会員になれる
- B. 準会員。ソーシャルワーク教育に関心を示す組織や機関は、理事会の裁量の下、投票権をもたない準会員として IASSW に加盟できる。

第 2 節 会員の義務

全区分の会員は、最善を尽くして、IASSW の利益を守り、規定の会費を支払い、本規約及び IASSW の諸決議に沿って行動しなければならない。

第 3 節 会員資格の取得と停止

- A. 理事会は、全区分の会員申請の審査及び処分のために、その都度手順を定めることとする。
- B. 会員になろうとしている教育機関と個人は、本規約第 1 条が定める IASSW により表明された理念に従わなければならない。
- C. 会員資格は、理事会が定める金額の会費の支払いによって維持される。
- D. 全ての会費は毎年、あるいは理事会の規定通りに支払わなければならない。会費の未払いの場合は、会員資格は自動的に停止される。このように停止された会員資格は、全ての区分において会費の支払いによって復元できる。
- E. IASSW の規約や規則の違反や IASSW の最善の利益を害する行為のような理由で、会員が一定期間その資格を停止されるか、退会を命じられる可能性がある。会員資格の一時停止は理事会の 3 分の 2 による多数決を要することとする。該当する会議に欠席する全ての理事は電子媒体による意見を問われる。当該会員には、問題となる課題と手続きの様子について案内をし、弁護のための機会についてその日時及び場所を通知することとする。
- F. IASSW が法的な存在でなくなる場合、会員資格が終了する。

第4条：運営体制、理事、役員

第1節 運営体制

IASSW の諸業務は、次の体制によって行うこととする：

総会、理事会、執行委員会、推薦委員会、理事会が定めるその他の委員会等

第2節 総会

- A. IASSW の総会は全ての会員が参加でき、理事会が定める日時と場所に2年に1度開催することとする。総会及び最終的な次第は、会議日程の少なくとも90日前に投票権をもつ全ての会員に通知することとする。事業上の必要性があれば、理事会の判断の下で、臨時総会を招集することができる。必要であれば、総会を文通、郵送や電子投票によって行うことができる。臨時総会については、会議日程の少なくとも40日前に投票権をもつ全ての会員に通知することとする。
- B. 準会員は、総会の際に、議長の許可の下で発言はできるが、投票権はもたない。IASSW の委員会等には参加できる。
- C. 総会は、次の主体による報告、決議、指針案を受け、吟味し、決済か否決、あるいは会員への意見聴取について投票することとする：1) 会長、2) 事務局長、3) 会計担当理事、4) 理事会（前総会以降の行動、IASSW 自体とソーシャルワーク教育に関する指針案、完了した及び予定される事業や活動）、5) 推薦委員会、6) 理事会の名誉役員推薦、7) 第4条第2節のEに含まれないが、総会が招集される少なくとも24時間前に書面で総会の参加者に配布された事項に関する決議。
- D. 決裁か否決は多数決によって判断することとする。
- E. 総会は、第8条及び第9条のDの規定に基づく決議事項に対して責任を負う。これらは参加者の比重投票の3分の2によって決めなければならない。

第3節 理事会

- A. 理事会は総会に対して説明責任をもち、総会が認めた IASSW の指針の展開及び実施、そして IASSW の諸事業等の運営に対して責任を負う IASSW の組織であることとする。
- B. 総会が招集される間の期間中に、総会に代わって行動する責任をもつこととする。
- C. 理事は4年間の任期で選ばれ、理事会の半数が2年毎に選挙で選ばれることとする。

第4節 理事会の構成

- A. 理事会は、役員8名（選挙で選ばれる役員3名と各地域からの副会長5名）に加え、投票権をもつ次の参加者を含むこととする：
 - 1) 全て会員から選ばれた4名
 - 2) 各地域連盟により選出あるいは指名された1名ずつ

- 3) 第3条第1節のAが定義する会員校が50校以上加盟している各地域連盟が選出あるいは指名する更なる1名ずつ
 - 4) 5ヶ国以上の学校（IASSW会員）が加盟する各小地域連盟が推薦する1名ずつ
 - 5) 原則的に国内の全ての学校を含み、かつIASSW会員が5校以上加盟している各国連盟が推薦する1名ずつ
 - 6) IASSW会員校が50校以上加盟している各国連盟から更なる1名
 - 7) 認められている各利益集団が推薦する1名ずつ。利益集団とは、ジェンダー、言語、専門分野、あるいは理事会が認めるその他の共通課題に基づいて、IASSW会員、とりわけ複数の国々の学校と個人の集合体である。
- B. 前会長は、理事会と執行委員会に投票権をもたない職権上の参加者の役割を果たすこととする。その他の元会長を、理事会の裁量の下、理事会に招待することができる。
 - C. 名誉会長は、理事会と執行委員会に投票権をもたない職権上の参加者の役割を果たすこととする。
 - D. 理事会は、その裁量の下、上記の全ての参加資格を満たさない各国・各小地域・各地域、あるいは利益集団の代表を、投票権をもたないまま、会議に招待できる。さらに、理事会は、IASSWの活動に貢献できる、あるいは理事会の審議の上で参考になる特殊の専門性をもつと思われる者を、投票権をもたないまま、会議に招待できる。
 - E. 会計担当駐在員は、投票権をもたないまま、全ての理事会に招待されることとする。
 - F. IASSW会員が選ぶ同国の参加者（役員と理事）の上限を同期間中に2名とする。
 - G. 理事会の全ての構成員はIASSW会員（学校か個人）でなければならない。
 - H. IASSWの役員（会長、事務局長、会計担当理事）として継続的に選ばれる期間の上限を8年間とする。
 - I. 理事会は次の権限をもつこととする：
 - 1) 理事会が定める条件及び期間に応じて、IASSWの実務役員を任命すること
 - 2) 総会が招集される間に生じる当選役職の欠員を補充し、また会員へ即時に通知すること
 - 3) IASSWが受ける会計監査のための準備をすること
 - 4) IASSW会員間の争点の仲介をすること
 - 5) IASSWの目的を促進するその他の行動をとること

第5節 役員

- A. IASSWの役員は会長、各地域を代表する副会長5名、事務局長、会計担当理事とする。

- B. 会長、事務局長、会計担当理事は、総会において投票権をもつ全ての会員に送る電子媒体もしくは紙媒体の投票用紙、また総会時、あるいは理事会が指定する日時の直接投票による選挙で選ぶこととする。事務局長が電子及び直接投票の締切時点を判断し、宣言することとする。全ての役員は4年間の任期を務め、上限は継続8年間とする。会長と事務局長は同じ総会で選び、会計担当理事は2年後の次の総会に選ぶこととする。
- C. 各地域会長は、各地域より通常 IASSW の副会長として指名されることとする。しかし、各地域はこれらを異なる役職として捉え、各地域の会員による投票により、各地域より IASSW の副会長を選ぶことができる。
- D. 理事会は、必要に応じて会員から次の役職者を指名することができる： 1) 会計担当理事補佐（4年間を超えない有期の形式）、2) 事務局長補佐（4年間を超えない有期の形式）。理事会は、IASSW の財務管理が行われている国において会計担当駐在員を指名することができる。会計担当駐在員は、投票権をもたないまま、理事会と執行委員会に4年間参加し、理事会の裁量の下で再任できる。
- E. 会長は IASSW の公式代表である。理事会と執行委員会の会議の際に座長を務め、活動に対する運営管理と本規約の施行において IASSW の長として行動し、必要な契約書やその他の文書等に IASSW の名の下で署名を加え、またこれらを実行し、なお実施に対して責任を負うこととする。会長が不在の場合、あるいはその能力を発揮できない場合、理事会が会長の任期満了まで役員を指名するまで、事務局長が会長業務を行うこととする。
- F. 副会長5名は、派遣される場合、会長業務を行えるよう権限をもつこととする。該当地域に対して、また必要な場合はどの地域、あるいは全ての地域に対して IASSW を代表することとする。
- G. 会計担当理事は、理事会が特定する範囲内で、IASSW の資金に関する職務を果たし、理事会と総会に年次報告を提出することとする。会計担当理事は、会長と事務局長と共に、全ての公式書類への共同署名権をもつこととする。
- H. 事務局長は、IASSW の理事会、総会、IASSW 規約、法人公文書の公式記録に関する職務を果たすこととする。事務局長は、会長と会計担当理事と共に、全ての公式書類への共同署名権をもつこととする。事務局長は、選挙の実施に対して責任を負うこととする。事務局長は、登記官として、全ての区分において会員資格を認証する責務があることとする。
- I. 会計担当理事補佐は、必要に応じて会計担当理事の業務、また理事会が定めるその他の業務を行える権限をもつこととする。
- J. 事務局長補佐は、必要に応じて事務局長補佐の業務、また理事会が定めるその他の業務を行える権限をもつこととする。
- K. 会計担当駐在員は、会計担当理事及び指名を受けたその他の役員と共に、財務手続きにおいて駐在国内の機関に対して IASSW を代表し、駐在国の金融、資金管理、またその他の財務状況について、会計担当理事と理事会の助言者として役割を果たすこととする。

第6節 執行委員会

執行員会は次の参加者を含むこととする：1) 会長、2) 副会長5名、3) 事務局長、4) 会計担当理事、5) 会計担当駐在員（投票権なし）、6) 一般理事4名

第7節 推薦委員会

- A. 各総会時に、会員は委員7名（その内1名は座長と任命される）からなる推薦委員会を選び、任期は次の総会までとする。
- B. 推薦委員会は、役員と一般理事の候補者について考慮することとする。各選挙時に、理事会が定める手順に沿って、推薦委員会は、理事の定員を満たすように十分な推薦を行い、また役員と次の推薦委員会についても推薦することとする。
- C. 被推薦者名簿案の公表を経て、会員が名簿への掲載に向けて申し立てる機会をもてることとする。申し立てる者は、推薦委員会が決定した条件及び手順を守らなければならない。

第5条：実務役員の任命

- A. 理事会は、実務役員を指名できる。理事会の指示の下、実務役員は日常的な運営管理に従事し、IASSWの指針を実施することとする。
- B. 実務役員は、IASSWの指針、目的、事業に影響を及ぼす事項について、会長、事務局長、会計担当理事に各自の業務に関する報告を行うこととする。
- C. 実務委員会が定める公募内容、経歴要件、雇用条件に沿って、専門及び事務職員の任命、管理、評価は実務役員が行うこととする。

第6条：財務

- A. IASSWの活動の財源は次を含むこととする：会費、補助金、事業及びコンサルティング収入、遺産相続及び贈与、出版物の販売、セミナー・ワークショップ・大会の登録費。
- B. IASSWの財政年度は理事会が定めることとする。
- C. IASSWの業務を行うために必要な支出は、予算で認められている範囲内で、会長、事務局長、会計担当理事、あるいは実務役員が行うことができる。
- D. IASSWの口座に対して、理事会が指名する監事によって定期的に外部監査を行うこととする。監査間の期間は2年間以下とする。
- E. 理事会は、少なくとも2年毎に、総会が採択した指針と整合性をとれた予算を採択することとする。
- F. 予備資金を設け、守ることとする。本資金は、総会がIASSWを解散するよう投票した場合に、解散に要する費用に必要な金額が貯まるまで積み立てることとする。

第7条：諸会議

第1節 年次会議

理事会は、役員、理事、委員会の報告を受け、またその他の業務に従事するために、年に1回ないし2回会議を開くこととする。会議日程の少なくとも40日前に、会長の署名を加えた開催通知を郵送することとする。

第2節 理事会の特別会議

特別会議は、どの時点でも会長もしくは理事3名で招集できる。特別会議の開催通知は年次会議と同様に行うこととする。特別会議では、開催通知に特定された事項以外は行わないこととする。

第3節 定足数

定足数は次のようにする：

- A. 理事会成立の定足数は、投票権をもつ参加者の過半数とする。
- B. 執行委員会成立の定足数は、投票権をもつ参加者の過半数とする。
- C. 総会、あるいは特別会議成立の定足数は、参加者の15%とする。もし、会員の15%以下の出席であれば、総会の終了後1週間以内にすべての決議事項について全会員に通知することとする。会員の5%が異議のある決議事項があれば、当該事項について郵便（電子）投票を行うこととする。決議を撤回するために、会員の3分の2の投票が必要であることとする。
- D. 本規約が特に定めない限り、過半数で十分である。

第4節 投票

- A. 選挙、規約の改正案、また理事会が定めるその案件については、会員（学校と個人）のみ投票権をもつこととする。準会員は、委員として任命を受けた上で参加している IASSW 委員会やタスクフォースにおいて投票権をもつことができる。
- B. 比重投票。本規約や法律に基づいて異なる規定がない限り、会員による票の比重は全ての案件において次のようにおくこととする；
 - 1) 学校会員 - 100%
 - 2) 個人会員 - 10%
- C. 定足数。IASSW 会員によるどの会議においても、会員投票が行われる業務遂行に必要な定足数は、直接か代理出席をしている全会員の15%とする。定足数を判断する際にあたり、比重投票は考慮しないこととする。したがって、定足数において全ての会員を同じように数えることとする。
- D. 決議規定。投票において会員の定足数が参加していれば、会員の比重投票の過半数をもって会員決議とする。会員は、会議において直接投票、あるいは会員が任命した代理者による代理投票、また理事と役員選挙においては会議がなくても投票用紙による投票ができる。会議未開催の投票用紙による投票は、理事の選挙以外では認めないこととする。従って、理事と役

員の選挙以外の案件について投票する際に、全ての会員は会議において直接投票、あるいは代わりに出席している代理者を通じて投票しなければならない。

- E. 代理投票。どの会員でも、会議において票を届ける他の会員を任命できる。このような任命書は当該会員の署名を加えた上で電子提出することとする。適切な記録用紙は事務局長が提供する。

第8条：IASSWの解散と財産の献呈

- A. IASSWの解散は、その目的で開催される総会においてのみ可能で、3分の2の会員の出席を必要とすることとする。
- B. IASSWの財産は、永久に第1条において定められている目的のために捧げられている。IASSWの自主解散の場合は、同じ総会がIASSWの財産を、同じか類似した目的をもつどの組織に譲渡するか決めなければならない。

第9条：改正

- A. 本規約の改正か廃止案は理事会が提案できる。理事会にはどの正会員も提案できる。また、会員の25%による要請書を通じた提案も可能である。このような要請書をIASSW事務所に総会の90日前に提出しなければならない。
- B. 理事会は、会員の25%による要請書を通じたもの以外は、全ての提案を審査し、会員決議のために提出するか判断し、改正案の文書化に対して責任をもつこととする。理事会は、提案者に判断について通知することとする。もし、提案者が判断を受け入れることができなければ、改正案について、会員の25%による要請書をもって会員投票を行うこととする。
- C. 事務局長は、会員か理事会が提案する有効な規約改正案について、それに関する投票が行われる少なくとも60日前に会員に書面で通知することとする。
- D. 本規約の改正か廃止には、会員による比重投票での3分の2の肯定投票が必要であることとする。電子投票も可能である。
- E. 理事会は、会員の権利に影響を及ぼさない編集上の変更、組織内の改名、その他の改訂は会員の許可がなくてもできる。
- F. 規約の改正は、会員へ配布し、総会に報告することとする。

以上